

# 社会福祉法人城山楽寿会

## 居宅介護支援 重要事項説明書

### 1. 事業の目的と運営方針

要介護状態にある方に対し、適正な居宅介護支援を提供することにより、要介護状態の維持、改善を目的とし、目標を設定して計画的にサービスを提供します。

また、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

### 2. 事業者の内容

#### (1) 居宅介護支援事業所の指定番号及び提供地域

事業所名	ライフホーム城山居宅介護支援事業所
所在地	神奈川県相模原市緑区小倉1620番地
介護保険指定番号	居宅介護支援 神奈川県1471700037
事業実施地域	相模原市緑区(上九沢、下九沢、大島、元橋本、西橋本、二本松相原、旧城山町地区、旧津久井町地区)、相模原市中央区田名、町田市相原、愛川町(角田、春日台、中津)とします。

#### (2) 事業所の従業者体制

	業務内容	常勤	非常勤	合計
管理者兼主任介護専門員	事業所の管理・運営全般	1名	0名	1名
介護支援専門員	居宅介護支援に関する業務 ”	4名	0名	4名

#### (3) 窓口開設時間

月～土曜日 8時30分～17時30分(24時間の連絡体制を確保し、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を整えています)

### 3. サービスの内容

#### ① 居宅サービス計画の作成

(居宅サービス計画の作成に際しては、ご利用者やそのご家族が複数の事業所の紹介を求めることが可能であり、また、選定した事業所をケアプランに位置付けた理由の説明を求められます。)

#### ② 居宅サービス事業者との連絡・調整

#### ③ サービス実施状況の評価

#### ④ 利用者状態の把握

#### ⑤ 給付管理

#### ⑥ 要介護認定申請に対する協力・援助

#### ⑦ 相談業務

#### 4. 利用料金

##### (1) 基本料金

要介護を受けた方は、介護保険から全額給付されるため、自己負担はありません。

※ 利用者の保険料滞納のため、法定代理受領ができなくなった場合、要介護度に応じて合計単位数×10,84円（地域加算を含めた単価）で算出される金額（1カ月当り）をいただき、「サービス提供証明書」を発行いたします。後日、相模原市の窓口に提出することで、全額払い戻しを受けられます。

居宅介護支援費	要介護 1 又は 2	1,086 単位／月
	要介護 3, 4 又は 5	1,411 単位／月

##### (2) 加算料金等

初回加算	300 単位／月
ターミナルケアマネジメント加算	400 単位／月
退院・退所加算（Ⅰ）イ	450 単位／月
入院時情報連携加算Ⅰ	250 単位／月
入院時情報連携加算Ⅱ	200 単位／月
通院時情報連携加算	50 単位／月
緊急時等居宅カンファレンス加算	200 単位／月

##### (3) その他の費用

- |   |         |
|---|---------|
| ① 通常の事業の実施地域を越えた地点から、片道おおむね 10km 未満         | 1,000 円 |
| ② 通常の事業の実施地域を越えた地点から、片道おおむね 10km 以上 20km 未満 | 2,000 円 |
| ③ 通常の事業の実施地域を越えた地点から、片道おおむね 20km 以上         | 3,000 円 |

#### 5. 非常災害対策

事業者は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ消防計画を作成し、消防計画に基づき、従業者等の訓練を行います。

#### 6. 緊急時の対応

サービス提供時に利用者の病状が急変した場合、その他必要な場合は、速やかに主治医や協力医療機関への連絡等必要な措置を講じます。

#### 7. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町村、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

## 8. 守秘義務に関する対策

事業者及び従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保守します。  
また、退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。

## 9. 利用者の尊厳

利用者の人権・プライバシー保護のため業務マニュアルを作成し、従業者教育を行います。

## 10. 苦情/相談窓口

※サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

窓口担当者：松本 亨（管理者）

ご利用時間：月～土曜日 8時30分～17時30分

ご利用方法 電話 042-783-0081

※公的機関においても、次の機関において苦情申し出ができます。

相模原市福祉基盤課

所在地 神奈川県相模原市中央区富士見6丁目1番20号

電話番号：042-707-7046 FAX：042-759-4395

神奈川県国民健康保険団体連合会介護保険部介護苦情相談課

所在地：神奈川県横浜市西区楠町27番1

電話番号：0570-022-110 FAX番号：045-317-9959

※苦情処理第三者委員

氏名 松田 壯吾（弁護士） 電話番号 045-681-8138

氏名 大塚 洋保（民生委員） 電話番号 042-782-8571

氏名 内村 多美穂（前民生・児童委員） 電話番号 042-782-9395

公平中立な立場で、苦情を受け付け相談にのっていただける委員です。

## 11. 損害賠償について

居宅介護支援事業において、当事業所の責任によりご利用者様に生じた損害については、速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、損害の発生について、ご利用者に故意又は過失が認められた場合には、ご利用者の置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、施設の損害賠償責任を減じさせていただきます。

12. 当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりである。